

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。20 歳になった頃、父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。その後、専門学校で資格を取得し、A 社に勤務した際に再度国民年金に加入し、学生だった申立期間の保険料も含めて全て納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金被保険者期間の保険料について、第 3 号被保険者期間を除き、全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、B 市区町村に転居した昭和 48 年度及び 49 年度分の保険料について現年度納付していることが確認できることから、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の年金記録については、昭和 45 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料が厚生年金保険料と重複納付されていたとして、平成 22 年 5 月 28 日に還付処理されており、昭和 51 年 8 月分の国民年金保険料についても、納付されていたとして平成 23 年 2 月 17 日に納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年4月1日とされ、同年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人の当該事業所に係る資格取得日は同年5月1日であると認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人に係る資格取得日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち、平成21年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後の同事業所における資格取得日に係る記録（同年5月1日）を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年4月1日から同年6月1日まで  
② 平成21年6月29日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事業所に勤務している期間のうち、平成21年4月1日から同年6月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。私は、同年4月1日

からA事業所に継続して勤務していることは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成21年6月29日に支給された賞与についても、提出した賞与明細書のとおり賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年4月1日とされ、同年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

一方、オンライン記録によると、事業主は、申立人の被保険者資格取得日を平成21年4月1日と訂正する届出を年金事務所に対し行った結果、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当している旨記録されているが、被保険者資格取得届により、当該届出は23年6月23日に行われていることが確認でき、届出時点では、年金事務所が申立期間①のうち、21年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅しておらず、当該処理は不適切であったと認められることから、申立人に係る資格取得日の記録を同年5月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成21年5月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、平成21年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及びA事業所からの「聴取調書」により、申立人は当該期間において同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の資格取得日に係る記録（同年5月1日）を同年4月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月23日に申立人の被保険者資格取得日を21年4月1日と訂正する届出を行っていることが、被保険者資格取得届により確認できることなどから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、被保険者賞与支払届総括表により、事業主は、年金事務所に対し、申立期間②の賞与は不支給であるとの届出を平成23年6月23日に行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月1日から6年3月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年11月1日から6年3月31日までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と相違していることが判明した。このため、申立期間に係る標準報酬月額について給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、平成4年12月3日付けで、3年11月1日に遡及して訂正され、30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合に照会したところ、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、44万円と届出されていたところ、平成4年12月8日付けで、同年10月の定時決定を取り消し、3年11月1日に遡及して30万円に引き下げる届出が行われた旨の回答が得られた。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できるとともに、申立期間当時に経理事務を担当していた元取締役等に照会したところ、申立人はC事業所の所長であり、D職として勤務しており、社会保険事務には関わっていなかった旨の証言が得られた。

加えて、上記元取締役から、当時、A社においては、社会保険料の滞納が

あり、社会保険事務所の指導により、標準報酬月額の減額訂正を行った旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②については、平成 5 年 10 月の定時決定により、標準報酬月額は 30 万円とされており、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社が加入していたB健康保険組合及びE厚生年金基金に照会したところ、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、30 万円となっており、訂正された形跡は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成12年6月及び同年7月に係る標準報酬月額  
の記録について、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は平成12年6月及び同年7月に係る上記訂正後の標準報酬月  
額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を  
除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月1日から同年8月14日まで  
② 平成12年8月14日から13年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務  
していた申立期間に係る標準報酬月額が、自身が記憶している給与支給額と  
相違していることが判明した。私は、A社において経理事務を担当していた  
ことから、申立期間前後を通じての給与支給額は26万円であったことを覚  
えている。

申立期間の標準報酬月額について給与支給額に見合う額に訂正してほし  
い。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ  
き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が  
行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及  
び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であること  
から、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。  
したがって、申立期間①のうち、平成12年6月及び同年7月の標準報酬月  
額については、所得税源泉徴収簿における保険料控除額から26万円に訂正  
することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付  
する義務を履行したか否かについては、社会保険事務担当者が、申立人の申

立期間①に係る標準報酬月額は 20 万円として届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、オンライン記録により、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、平成 12 年 8 月 14 日付けで、同年 2 月 1 日に遡って 20 万円に引下げ訂正されていることが確認できる。

一方、「平成 11 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成 13 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（申立人が提出した 12 年分給与所得の源泉徴収票の金額と一致していることから判断すると、当該源泉徴収簿は同年分のものであると推認される。）により、11 年 11 月 1 日から 12 年 6 月 1 日までの期間に係る各月における給与支給額が 11 年 10 月までの給与支給額である 25 万円から 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、A 社において社会保険事務を担当していた者から、申立人に係る給与支給額は平成 11 年 11 月から 5 万円引き下げ 20 万円となったことから、12 年 2 月に標準報酬月額の随時改定に係る手続を行うべきところであったが失念していたため、同年 8 月 14 日付けで申立人に係る標準報酬月額の随時改定の手続を行った旨、及び申立人の申立期間に係る給与支給額の減額については、申立人自身、承知していた旨の証言が得られたことから、申立期間①に係る標準報酬月額の変更は、随時改定処理として、事実に基づき行われたものであり、社会保険事務所（当時）の事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立期間①のうち、平成 12 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、「平成 13 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（前述のとおり、12 年分のものであると推認される。）及び 13 年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間においてオンライン記録上の標準報酬月額 20 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが推認できる。

また、オンライン記録において、申立期間当時、A 社における厚生年金保

険の被保険者記録が確認できる4人に照会したものの、申立人が申立期間②において、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、当時の資料は既に処分しており、申立人に係る当時の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は20年4月1日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B製作所において、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者となっているが、被保険者資格喪失日が不明であるため、年金に反映されていない記録がある旨の回答を受けた。私は、昭和20年3月31日まで同社同製作所に勤務していたと記憶していることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録（資格取得日は、昭和17年1月1日（保険料の徴収開始は同年6月1日）、資格喪失日は未記載）が確認できる。

一方、申立人は、「昭和15年4月にA社B製作所に入社し、20年1月頃にB市区町村において徴兵検査を受けた後、同年3月末で同社を退職し、最後の給料で遊んだ後、実家に戻って程なく召集を受け、同年6月に従軍した記憶がある。」と主張していることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日が確認できないが、申立人は、自身のA社B製作所における勤務期間を昭和20年3月末までであったと主張している上、都道府県から提供された申立人の軍歴

に関する履歴書により、申立人は同年6月15日に陸軍二等兵として従軍していることが確認でき、申立人の記憶と一致していることから、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人が主張する昭和20年3月31日の翌日である同年4月1日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、60円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年7月30日については20万円、同年12月26日については30万円、16年8月5日については20万円、同年12月29日については40万円、17年8月5日については35万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成16年12月29日  
⑤ 平成17年8月5日

A社から、平成15年7月分から17年8月分までの賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。同社が提出した支給控除項目一覧表及び賞与一覧表から分かるとおりの賞与額を支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された支給控除項目一覧表及び賞与一覧表により、申立人は、全ての申立期間において賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び賞与一覧表

において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 30 日については 20 万円、同年 12 月 26 日については 30 万円、16 年 8 月 5 日については 20 万円、同年 12 月 29 日については 40 万円、17 年 8 月 5 日については 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が全ての申立期間に係る事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年7月30日については30万円、同年12月26日については50万円、16年8月5日については30万円、同年12月29日については35万円、17年8月5日については30万円、同年12月29日については30万円、18年8月4日については30万円、同年12月29日については30万円、19年8月3日については30万円、同年12月28日については30万円、20年8月5日については30万円、同年12月29日については15万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成16年12月29日  
⑤ 平成17年8月5日  
⑥ 平成17年12月29日  
⑦ 平成18年8月4日  
⑧ 平成18年12月29日  
⑨ 平成19年8月3日  
⑩ 平成19年12月28日  
⑪ 平成20年8月5日  
⑫ 平成20年12月29日

A社から、平成15年7月分から20年12月分までの賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。同社が提出した支給控除項目一覧表及び賞与一覧表から分かるとおりの賞与額を支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された支給控除項目一覧表及び賞与一覧表により、申立人は、全ての申立期間において賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、支給控除項目一覧表及び賞与一覧表賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年7月30日については30万円、同年12月26日については50万円、16年8月5日については30万円、同年12月29日については35万円、17年8月5日については30万円、同年12月29日については30万円、18年8月4日については30万円、同年12月29日については30万円、19年8月3日については30万円、同年12月28日については30万円、20年8月5日については30万円、同年12月29日については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が全ての申立期間に係る事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年3月までの期間及び同年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年6月から54年3月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和53年6月頃、父がA市区町村において国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料については専門学校生であった自分に代わって父が保険料を納付していた。申立期間②の保険料については就職後自分で納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の資格取得日及びA市区町村の国民年金被保険者名簿で確認できる申立人の保険料納付日により、昭和57年4月であると考えられ、この時点で、申立期間①及び申立期間②の過半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②について、申立人は、当時居住していたB市区町村（現在は、C市区町村）において国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、上述のとおり昭和57年4月であると考えられ、この時期は、申立人はA市区町村に転居後であることから、B市区町村において納付書は発行されず、同市区町村で保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形

跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 6 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和 55 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料については自分で納付し、婚姻後の申立期間②の保険料については夫と一緒に納付してくれた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 4 月 7 日以降であると考えられ、この時点で、申立期間①の過半については、時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、平成 4 年 2 月 5 日に過年度納付書が作成されている事実が確認できる一方、申立人は、平成 2 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、平成 4 年 2 月 5 日の時点で、2 年 1 月から同年 3 月までの期間内に保険料の未納期間が存在していたものと推認でき、同期間の保険料を現年度納付している申立人の夫と一緒に納付したとする申立人の主張には不自然さがある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 52 年 2 月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和 50 年 6 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。  
私は、昭和 50 年 5 月 \* 日に結婚して、同年 6 月に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。  
このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、A 市区町村の国民年金被保険者名簿により、52 年 3 月 26 日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、「初めて被保険者となった日 昭和 52 年 3 月 26 日」と記載されていることから、申立期間については被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるため、申立人は任意加入被保険者となる期間であり、過年度納付又は特例納付により申立期間の保険料を遡って納付することもできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。

当時、私はそれまで勤めていた会社を退職し、事業を知人（代表者）とともに開業したので、国民年金の加入手続を行った。その後、督促状がきたので、市区町村役場で保険料を納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市区町村役場で納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成元年 9 月 30 日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間は過年度保険料となり、市区町村で納付することはできない。

また、申立人とその妻は、国民年金手帳記号番号が連番であり、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、その妻も申立期間中の国民年金被保険者期間に係る保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとし、申立期間以外でまとめて納付したことは無いと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、平成元年 12 月 20 日に同年 4 月から同年 11 月までの保険料をまとめて納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間分の納付を申立期間分の納付と記憶違いしていることが考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料が還付されて未納の記録となっていた。私が20歳の時、私の親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間前後の保険料については、夫に依頼して、常に1年間まとめて納付しており、申立期間の保険料のみを納付期限が2年以上も過ぎてから納付したはずはなく、申立期間の保険料が還付された記憶もない。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付され、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前後の国民年金保険料については、夫に依頼して、常に1年間まとめて納付しており、申立期間の保険料のみを納付期限が2年以上も過ぎてから納付したはずはなく、申立期間の保険料が還付された記憶もない。」と主張しているが、国民年金被保険者台帳には、申立期間の保険料については昭和55年8月27日に一旦納付されたものの、既に時効となっていたことから還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年9月まで

年金事務所に国民年金納付記録を照会したところ、平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は20歳になった時から保険料を納付し始め、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も国民年金への被保険者資格の切替手続をきちんと行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間の保険料を納付したはずであると主張しているが、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金被保険者資格は平成9年2月19日に記録追加されたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時において国民年金被保険者資格を有しておらず、そのため、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に係る申立期間の国民年金被保険者資格が記録追加された時点では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 7 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 7 月 17 日から 59 年 7 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 56 年 1 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及びB社に勤務していた同年 7 月 17 日から 59 年 7 月 26 日までの期間について、私の記憶する給与額（30 万円）と両事業所における標準報酬月額が相違していることが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主に照会したところ、当時の賃金台帳等は残存していないため、申立人の申立期間①における報酬月額を確認することはできないものの、自身の当時の標準報酬月額が 30 万円未満であったことから判断しても、申立人の標準報酬月額がその主張する標準報酬月額（30 万円）であったとは考え難いとの回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社が厚生年金保険の適用を受けてから厚生年金保険の適用を受けなくなるまでの全期間について、全被保険者の標準報酬月額を確認したが、申立人以外の被保険者の被保険者原票においても不正な事務処理等はいかがえない上、申立期間①当時の同社において、標準報酬月額が 30 万円の被保険者はおらず、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べて低額となっている事情も見当たらない。

さらに、A社に係る申立人の被保険者原票により、申立期間①の標準報酬月額は、昭和 56 年 1 月 7 日の資格取得時において 15 万円であることが確認

でき、これはオンライン記録と一致している上、遡って訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な事務処理もうかがえない。

- 2 申立期間②について、B社の事業主に照会したところ、当時の賃金台帳等は残存していないため、申立人の申立期間②における報酬月額を確認することはできないものの、申立人の標準報酬月額が、自身の当時の標準報酬月額より高かった記憶は無いとの回答が得られた。

また、B社に係る被保険者原票により申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できる同僚3人及び申立人が名前を挙げた同僚3人の計6人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人がその主張する給与額を受け取っていたとする具体的な証言は得られなかった。

さらに、B社に係る被保険者原票により申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できる者で申立人の健康保険整理番号の前後11人について、被保険者原票により標準報酬月額を確認したが、申立人以外の被保険者にも不正な事務処理等うかがえず、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べて低額となっている事情も見当たらない。

加えて、B社に係る申立人の被保険者原票により、申立人の標準報酬月額は、昭和56年7月17日の資格取得時において20万円、57年10月及び58年10月の定時決定時において20万円であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している上、遡って訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な事務処理もうかがえない。

- 3 このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 10 日から 48 年 9 月 9 日まで  
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 29 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B営業所（現在は、A社）に勤務した昭和 47 年 11 月 10 日から 48 年 9 月 9 日までの期間及びC社に勤務した同年 10 月 1 日から 49 年 9 月 29 日までの期間の標準報酬月額が、自分の記憶している金額と相違していることが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、当時の賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えは残っておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除については不明であるとの回答が得られた。

また、A社から提供された「健康保険台帳」の写しから、申立人に係る等級欄に「72」と記載されていることが確認できることから、標準報酬月額7万2,000円を表すものと推認でき、この額はオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の前後6か月に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚54人のうち、申立人の標準報酬月額を超える者は4人確認できるが、その標準報酬月額は9万2,000円以下であり、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）の者は見当たらない。

加えて、申立人の被保険者原票において、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、不自然な点はない。

2 申立期間②について、C社は、昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、商業登記簿上の住所に同社は見当たらず、閉鎖商業登記

簿謄本に記載された申立期間②当時の事業主の住所に照会したが、回答が得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したが、回答が得られなかった。

さらに、C社に係る被保険者原票において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚2人に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び標準報酬月額について具体的な証言は得られず、当該2人の標準報酬月額は、申立人と同額の8万円となっていることが確認できる。

加えて、申立人の被保険者原票において、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、不自然な点は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から34年4月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について被保険者記録が無いことが判明した。  
私は、昭和30年3月から4年間ほど、A社でB社の商品配送業務を担当していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の同社における社会保険台帳には申立人の名前は見当たらない旨、及び当時は非正規社員並びに委託業者については厚生年金保険には未加入であった旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者10人に照会したところ、いずれも申立人の名前に記憶が無い旨の回答であり、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることができない上、そのうちの1人から、自身が所持する昭和31年4月現在のA社においてB社の商品配送業務を担当する者が所属するC派出所の社員名簿には申立人の名前は確認できない旨、別の1人からは、B社の商品配送業務を担当する者の給与は歩合制であり厚生年金保険への加入は任意であった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。